

生企甲達第90号  
地甲達第80号  
平成19年10月18日

部課署長 殿

共	00	01	10	150	長期
---	----	----	----	-----	----

石川県警察本部長

石川県警察と(社)石川県猟友会による行方不明者の搜索及び情報の収集伝達に関する協定の運用について(通達)

今般、石川県警察と社団法人石川県猟友会との間にみだし協定が締結され、猟友会会員が警察の行う搜索活動に組織的に協力することとなった。

猟友会会員は、狩猟等により山岳・丘陵地域に関する知識・経験が豊富であることから、警察の行う行方不明者の搜索活動等に協力し、社会貢献を図ろうとするものである。

各警察署にあっては、本協定の周知徹底を図り積極的な運用に努められたい。

記

1 協定の運用開始年月日

平成19年10月16日

2 協定の内容

(1) 協力要請

警察署長は、管轄区域内及びその周辺の山岳・丘陵地域において行方不明者の搜索を行う場合、必要と認めるときは、社団法人石川県猟友会(10支部、会員約700名)支部に対し、行方不明者の搜索及び情報の収集伝達について協力を要請するものとする。

(2) 情報の提供

ア 警察署長は、搜索等の協力要請をした場合、猟友会に対し搜索活動に関して必要な情報を提供するものとする。

イ 猟友会会員は、警察署長からの協力要請がない場合でも、必要と思われる行方不明者に関する情報については、警察に提供するものとする。

(3) 連絡系統及び連絡責任者

ア 別表の連絡系統図のとおり、各警察署生活安全課(生活安全刑事課)長を連絡責任者とし、関係する各猟友会支部に対し搜索等の協力要請を行う。

イ 警察署長は、連絡責任者と搜索を担当する課の連携を図り、本協定を効果的に推進するものとする。

ウ 警察本部生活安全企画課では、事案の内容に応じ、(社)石川県猟友会及び各猟友会支部との調整を行う。

3 活動の基本

本活動は、ボランティア活動であり、猟友会会員に対しては一切の費用負担等

はないものであり、会員にあっては可能な限り警察の支援を行うものとする。

4 秘密保持の徹底

相互に提供された情報については、秘密の保持が必要な情報であり、本協定の目的趣旨を逸脱した取扱いは、厳にこれを禁ずるものとする。

5 その他参考事項

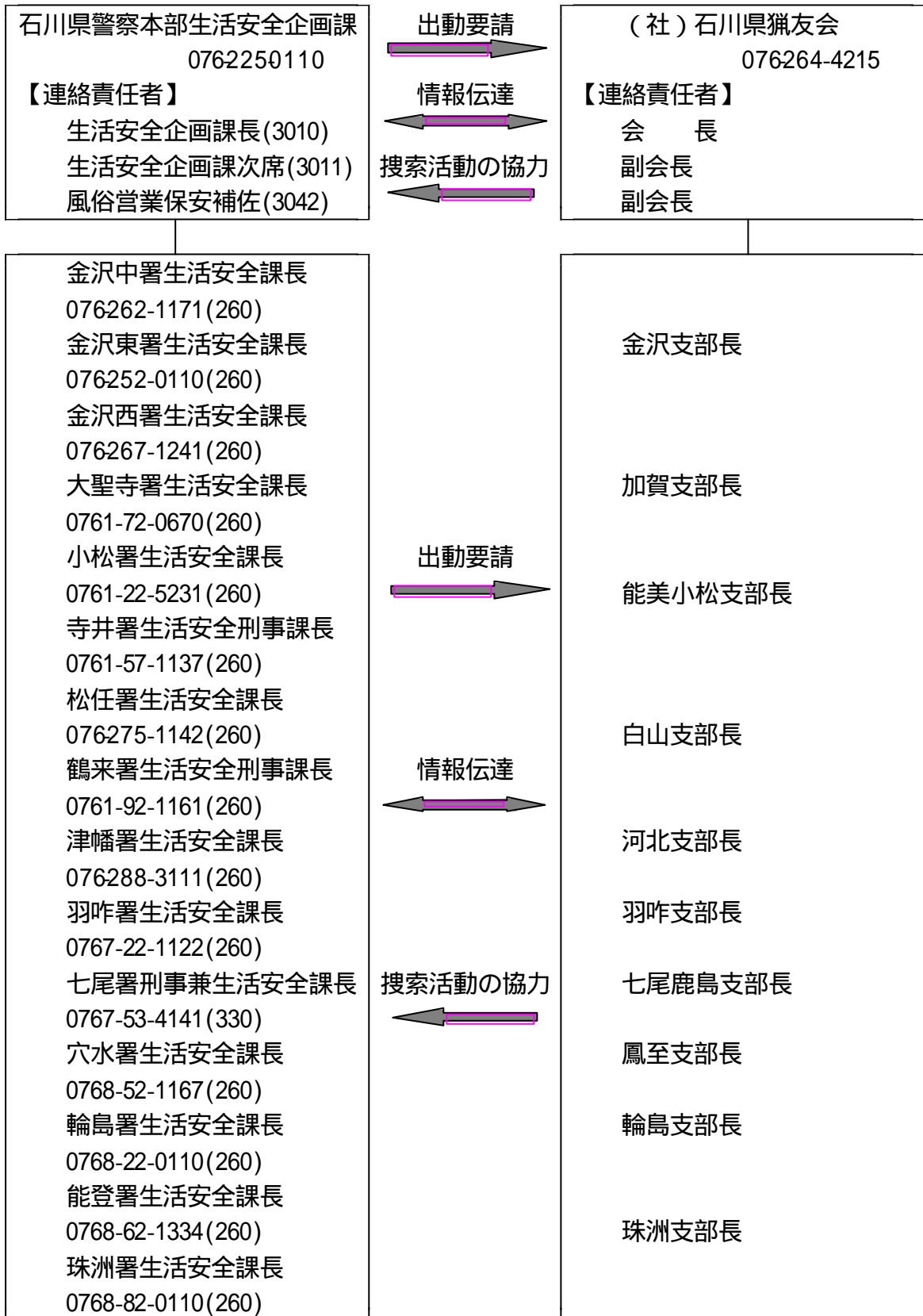
(1) 本協定の写しを添付する。

(2) 本協定によって行われた搜索等の好事例については、警察本部生活安全企画課長まで報告願いたい。

( 保安係 3 0 4 4 )

別表

連絡系統図



石川県警察と(社)石川県猟友会による行方不明者の捜索  
及び情報の収集伝達に関する協定書

平成19年10月16日

石 川 県 警 察

社 団 法 人 石 川 県 猟 友 会

## 石川県警察と(社)石川県猟友会による行方不明者の搜索及び情報の収集伝達に関する協定書

石川県警察(以下「甲」という。)と社団法人石川県猟友会(以下「乙」という。)は、山岳・丘陵地域における行方不明者の搜索及び情報の収集伝達に関し、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、県内及びその周辺の山岳・丘陵地域において行方不明者の搜索が必要となった場合、甲が行う行方不明者の搜索及び情報の収集伝達に関し、乙が甲に協力するために必要な事項について定めることを目的とする。

### (活動の基本)

第2条 この協定による行方不明者の搜索及び情報の収集伝達の活動は、ボランティア精神に基づき行うものとする。

### (協力要請)

第3条 甲は、県内及びその周辺の山岳・丘陵地域において行方不明者の搜索を行う場合、必要と認めるときは、乙に対し、行方不明者の搜索及び情報の収集伝達について協力を要請するものとする。

### (情報の提供)

第4条 情報の提供については、次によるものとする。

(1) 甲は、前条の協力要請をした場合、乙に、搜索活動に関して必要な情報を提供するものとする。

(2) 乙は、甲からの協力要請がなくても、必要と思われる行方不明者に関する情報については、甲に提供するものとする。

### (秘密保持の徹底)

第5条 相互に提供された情報については、秘密の保持の万全を期し、本協定の目的と趣旨を逸脱した取り扱いは、厳にこれを禁ずるものとする。

### (連絡責任者)

第6条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するため、別表のとおり連絡責任者を定めるものとする。

### (連絡系統)

第7条 甲及び乙の連絡系統は、別表のとおりとする。

### (有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲、乙のいずれかからこの協定を終了する旨の申し出がない限り継続するものとする。

### (協議)

第9条 この協定に定めがない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙が協議をして定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成19年10月16日

甲 石川県警察

本部長

乙 社団法人 石川県猟友会

会長

別表

## 連絡系統図

